### 大阪府猛暑対策検討会議設置要綱

#### 第1目的

大阪府域における猛暑対策について、学識経験その他専門的知見を有する者(以下「学 識経験者等」という。)と幅広い観点から意見交換を行うことを目的として、大阪府猛暑 対策検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

#### 第2 意見交換事項

検討会議では、緊急的に実施可能な対策、府民等が取り組みやすい対策、中長期的な対 策や効果的な普及啓発のあり方などに関する意見交換を行う。

### 第3組織

検討会議は、別表に掲げる学識経験者等及び関係行政機関で構成する。なお、必要に応じて構成員以外の者を検討会議に出席させ、意見を求めることができる。

### 第4 会議

検討会議は、大阪府が招集する。

#### 第5 座長

意見交換を円滑に進めるため、検討会議に座長を置く。

#### 第6 設置期間

検討会議の設置期間は、第1に掲げる目的を達成するまでとする。

#### 第7 謝礼等

学識経験者等に対する謝礼の額は、日額九千八百円とする。また、学識経験者等に対する費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。ただし、費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

#### 第8 事務局

検討会議の事務局を大阪府環境農林水産部エネルギー政策課に置く。

# 第9 その他

この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、大阪府が定める。

# 附 則

この要綱は、平成30年11月30日から施行する。

# 附 則

この要綱は、令和2年1月30日に廃止する。

## 別表

学識経験者等	井上 芳光	大阪国際大学 教授
	下田 吉之	大阪大学大学院 教授
	鍋島 美奈子	大阪市立大学大学院 准教授
	増田 昇	大阪府立大学研究推進機構 特認教授
	森山 正和	神戸大学 名誉教授
関係行政機関	気象庁大阪管区気象台	
	環境省近畿地方環境事務所	
	大阪府	
	大阪市	
	堺市	
	大阪府市長会	
	大阪府町村長会	